

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所
土支田創生苑運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所土支田創生苑（以下、「施設」という）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定介護老人福祉施設土支田創生苑は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 指定短期入所生活介護事業所土支田創生苑は、利用者が可能な限りその居宅において尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、その他の社会生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第3条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

(1)	施設長	1名
(2)	医師	1名（非常勤）
(3)	生活相談員	1名
(4)	介護職員	32名以上
(5)	看護職員	3名
(6)	管理栄養士	1名
(7)	機能訓練指導員	1名
(8)	介護支援専門員	1名
(9)	事務員	2名
(10)	調理員	8名

※(4)介護職員は入所者の処遇に支障がない場合に、管理者は管理上支障がない場合に限り兼務を可能とする。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

(1) 施設長は、施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、社会生活上の世話並びに利用者サービスの調整に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図り施設サービス計画につなげる。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養ケアマネジメント、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画書を作成する。
- (9) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (10) 調理員は、給食業務に従事する。

第3章 入所定員

(定員)

第5条 施設の入所定員は、86名とする。

2 指定短期入所生活介護事業所の利用定員は併設型10名、空床利用型8名とする。

第4章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成)

第6条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上合意を得るものとする。

2 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて施設内にて閲覧できるものとする。

3 上記の記録は、契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第7条 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して、施設サービス計画に基づきサービス提供上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(サービス提供の記録と連携)

第8条 施設は、施設サービス計画書に則って行ったサービス提供の状況やその折の入居者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

(居室)

第9条 施設が提供する居室は「重要事項説明書」に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

(入浴)

第10条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、入居者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でない判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第11条 入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入居者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第12条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第13条 食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 8時00分～

(2) 昼食 12時00分～

(3) 夕食 17時30分～

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2時間以内)、食事の取り置きをすることができる。

4 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてよいものとする。

(機能訓練)

第14条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第15条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2 入居者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、施設が代わって行うことができる。

3 入居者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(介護)

第16条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入居者の状態に合わせ、施設サービス計画書にそって提供するものとする。

(健康保持)

第17条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

2 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(入院期間中の対応)

第18条 入居者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3か月以内に退院することが見込まれているときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにすることとする。なお、入院期間中も居室が確保されている場合は、居住費を徴収するものとする。

(入院ベッドの活用)

第19条 入院中の空きベッドは、介護保険法により空きベッドを、ショートステイのベッドとして他者が使用できるものとする。

(緊急時の対応)

第20条 身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 入居者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急対応を行うものとする。

(事故発生時の対応・事故防止)

第21条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

3 事故の発生又は再発を防止するための措置を講じることとする。

事故発生防止のための指針の整備・事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備・事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的な実施・事故発生防止を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(利用料)

第22条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、契約書別紙記載の施設サービスにかかる費用と居住費、食費の合計額とする。

2 理美容代等の日常生活に必要な料金は、別途実費を徴収する。

3 特例施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

4 利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。

5 入居者、利用者は、月額利用料を翌月28日までに、施設に口座引き落とし・現金又は口座振込みで支払うものとする。ただし、短期入所生活介護利用の場合は前月利用分を当月15日以降に現金で支払うことができる。

第5章 ホーム利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(日課の尊重)

第23条 入居者は、健康と生活安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に務めるものとする。

(外出及び外泊)

第24条 入居者は、外出(短時間のものは除く)または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(面会)

第25条 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。

(健康留意)

第26条 入居者は努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診するものとする。

(衛生保持)

第27条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

(施設内の禁止行為)

第28条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第29条 職員は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持しなければならない。

2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第6章 非常災害・感染症対策

(災害、非常時、感染症への対応)

第30条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して、業務継続に向けた消防計画等の防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練（シミュレーションを含む）を定期的実施する。そのうち年1回以上は避難訓練を実施するものとする。また訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。
- 3 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 感染症の発生及びまん延等の取り組みを徹底するために、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーションを含む）の実施を行うものとする。

第7章 その他の運営についての重要事項

(利用資格)

第31条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる入居者及びその他法令により入所できる利用者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第32条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、契約書、契約書別紙及び重要事項説明書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で契約を締結するものとする。

(施設・設備)

第33条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者と協議の上決定するものとする。

- 2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は施設職員が行うものとする。

(虐待防止・ハラスメント対策・身体拘束防止対策)

第34条 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、委員会の開催、指針の整備、研修を実施、担当者を定めることとする。

- 2 施設サービスを提供するに当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、必要な措置を講じることとする。
- 3 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

(書面掲示・ウェブサイトへの掲載)

第35条 事業所の運営規定の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、法人ホームページにも掲載する。

第8章 雑則

(委 任)

第36条 この規程の施行上必要な事項については、施設長が別に定める。

(改 正)

第37条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人創生理事会の議決を経るものとする。

附則

(施 行)

- ・この規程は平成17年10月1日から施行する。
- ・平成18年10月1日、法改正により一部改定する。
- ・令和3年4月1日、定員変更及び法改正により一部改定する。
- ・令和6年4月1日、法改正により一部改定する。